

平成 20 年 8 月 29 日

加西市議会議長 森田 博美 様

厚生常任委員長 吉 田 稔

厚生常任委員会行政視察報告書

1. 調査年月日 平成 20 年 7 月 28 日（月）～30 日（水）
2. 視 察 先 山梨県笛吹市、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、長野県岡谷市
3. 参 加 者 吉田 稔、黒田秀一、井上智章、桜井光男、繁田 基、山下光昭、村岡智之（随行）
4. 視 察 内 容

山梨県笛吹市 平成 20 年 7 月 28 日（月）

○日曜窓口開庁について

1 経過

・平成 18 年 3 月

定例会の一般質問において、平日の窓口業務の時間延長、日曜窓口開設の要望があった。

当時の状況としては、昼休み（1 時間）の窓口サービスのみだった。また、旧石和町においては夜間窓口を実施していた。

・平成 18 年 5 月

夜間窓口開設の検討

→当初は週 2 回 2 時間程度の窓口業務延長を検討

・平成 19 年 1 月

日曜窓口開庁の検討

→旧石和町の実績から平日の時間延長も一定の成果はあるが、日曜開庁の方が住民も利用しやすく、より効果的と判断

・平成 19 年 2 月

部局長会議において、日曜窓口開庁の実施、合わせて支所日直廃止を決定

・平成 19 年 3 月

休日における窓口業務に関する要綱の制定

会計事務取扱規程の改正

・平成 19 年 4 月

日曜窓口業務開始

2 開庁日

年末年始、大イベント開催時等を除く毎週日曜日（午後 8 時 30 分～午後 5 時 30 分）

→昼休みは除くが、来客があれば日直の協力も得て対応している。

3 開庁場所

笛吹市役所本庁舎（戸籍住民課、税務課、収税課）

4 取扱業務

窓口	取扱業務	備 考
戸籍住民課	住民票の写しの交付 (現在の住民票で本人及び同一世帯のみ、住基ネット広域交付除く)	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証等官公署が発行した写真付の身分証明書他による本人確認を行う
	印鑑登録証明書の交付 (合併前印鑑登録証引替え含む)	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証を持参し、登録者の住所・氏名・生年月日等の記入が必要 代理人の場合は代理人の認印が必要
	戸籍の謄本・抄本の写し (現在の戸籍で本人及び同一戸籍内にのっている人に限る)	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証等官公署が発行した写真付の身分証明書他による本人確認を行う 窓口に来られる方の印鑑が必要
	埋葬・火葬の許可	
	斎場の使用許可	
	出生・婚姻・離婚・死亡等の戸籍の届出の受付	<ul style="list-style-type: none"> 届出書の受付のみで関連した証明はできない
税務課	原動付自転車及び小型特種自動車のナンバー交付	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑と販売証明書・廃車申告受付書・譲渡証明書のいずれかが必要
	原動付自転車及び小型特種自動車の廃車手続	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑・ナンバー（笛吹市登録に限る）が必要 平成20年度より日曜窓口に追加
	所得証明書の交付	<ul style="list-style-type: none"> 請求及び受け取りは本人に限る
	所得課税証明書の交付	<ul style="list-style-type: none"> 代理人が申請する場合は委任状が必要
	非課税証明書の交付	<ul style="list-style-type: none"> 窓口に来られた方の本人確認（運転免許証・健康保険証等）をする場合あり
収税課	扶養証明書の交付	
	納税証明書の交付（市県民税・法人市民税・軽自動車税）	<ul style="list-style-type: none"> 窓口に来られる方の印鑑が必要
管理責任者	市税・国保税の収納	<ul style="list-style-type: none"> 年度に関係なく納付可能 （納付書が無い場合は再発行する）
	水道料金の収納	<ul style="list-style-type: none"> 納付書が必要
	下水道料金の収納	<ul style="list-style-type: none"> （ない場合は納付できない）
	住宅使用料の収納	<ul style="list-style-type: none"> 住宅使用料・保育料・学童保育料・介護保険料・社会教育・体育施設利用料の収納は平成20年度より日曜窓口に追加
	保育料の収納	
	学童保育料の収納	
	介護保険料の収納	
	社会教育・体育施設使用料の収納	

5 職員体制

部署	担当職員数	該当職員数
管理責任者	1名	33 (出先以外の本庁課長)
戸籍住民課 (本庁:1名、支所戸籍住基担当:1名)	2名	本庁: 10 支所戸籍住基担当: 20
税務課	1名	17名
収税課	1名	10名
情報政策課	1名	7名
合計	6名+日直者2名	

- ※ 日直者(2名)は混雑時の受付補助を行う
- ※ 日曜窓口担当者は本庁宿日直当番から除外
- ※ 日曜窓口業務に従事した場合、平日に代休を取得
- ※ 管理責任者は日曜窓口の総括、使用料の収納業務、収納金の管理を行う

6 実績

19年度

部署	件数	金額
税務課関係	10件	
収税課関係	403件	5,069,190円
戸籍住民課関係	1,591件	419,100円
公営企業部関係	40件	221,696円
合計	2,044件	5,709,986円

20年度(平成20年7月20日現在)

部署	件数	金額
税務課関係	65件	12,600円
収税課関係	137件	4,023,240円
戸籍住民課関係	474件	122,100円
使用料関係	28件	138,514円
合計	704件	4,296,454円

※ 19年度同時期 608件 1,011,235円

→市民に浸透した結果、使用者が増加している

7 その他

- ・導入に当たっての職員組合との協議は2回程行った。市民サービスとしての考え方を理解してもらいたい、それほど大きな問題とはならなかった。
- ・支所日直業務の廃止を同時に実行したため、新たな経費はほとんどかかっていない。
- ・ワンストップサービスは合併時に各担当ごとにシステムを導入したために現状はできない。シス

テムの変更時に検討

- ・転入者に対しては冊子の配布、ホームページへの掲載等で周知を図っている。
- ・市民からはありがたいとの評価を得ているが、さらに業務の拡大の要望もある。

山梨県富士吉田市 平成 20 年 7 月 29 日 (火)

○窓口業務延長について

1 経過

平成 4 年に国が週休 2 日制を導入し、それによる住民サービスの低下を懸念し、1 時間から 1 時間半程度の窓口業務延長を開始したが、利用者が少なく、半年程度で廃止となった。

その後、就労形態等も変化し、一般質問において窓口の時間延長に関する質問があり、市長から平日の特定曜日に市民ニーズの高い部署において窓口時間延長を行うとの答弁があり、平成 20 年 7 月から窓口業務の時間延長を実施した。

2 実施日

毎週水曜日（祝日及び年末年始は除く）

午後 7 時まで開庁

3 取扱業務

課名	業務内容	
市民課	住民票関係	住民票の写し、除票記載事項証明書
	戸籍関係	戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写し
	印鑑登録関係	印鑑証明書、印鑑登録申請、印鑑登録廃止申請、市民カード交付申請等
税務課	証明書関係	所得証明書、課税証明書、納税証明書、固定資産評価証明書、公課証明書、公団の写し
収税課	市税などの納税、市税などの納税相談	

※ 住民の転入・転出等の届出、埋火葬許可等は除く

→福祉・教育委員会・市営住宅等、他の関係部署も絡むため、繁忙期の対応は今後の課題

3 関係課職員数 (G : グループ)

課名	内 訳	合計数
市民課	課長：1名、窓口 G：8名、戸籍 G：3名、住居表示 G：1名、年金 G：3名、国保・後期高齢 G：11名（うち臨時5名）	27名
収税課	課長：1名、管理 G：4名、収税 G：9名（うち臨時1名）	14名
税務課	課長：1名、固定資産 G：10名、市民税 G：10名、証明 G：2名（うち臨時1名）	23名

4 時間延長の職員対応

担当 G	人 数
市民課（窓口）	3
市民課（国保）	2
収税課	3
税務課	2
管理職	3
合 計	13

5 利用状況

課 名	来庁者数	件 数
市民課	23	43
収税課・税務課	24	38

※7月2日～7月23日の毎週水曜日（4日間）の合計

6 自動交付機（住民票及び印鑑証明書の交付）

平日：9:00～19:00

土日：9:00～17:00

種類	全体件数	自動交付	比率
住民票（抄本）	20,824	2,911	14.0%
住民票（謄本）	6,201	908	14.6%
住民票合計	27,025	3,819	14.1%
印鑑証明書	23,229	8,504	36.6%

※戸籍や税関係の証明の追加も検討している

7 その他

- ・市民課については、時差出勤は行わず、時間外勤務で対応している。時差出勤にすると来庁者の多い朝に対応する人数が少なくなってしまう。
- ・職員組合との対応については、導入にあたり特に組合側からの話はなく、スムーズに実施されている。
- ・セキュリティの関係で延長時の出入り口は1箇所に限定している。

○院内保育室について（富士吉田市立病院）

1 概要

医療従事者等の確保を目的として、市立病院に従事する職員（富士吉田市立病院全職員を対象、臨時職員・パート含む）のために就学前幼児の保育を行うための保育施設を運営する。

市立保育園に通園する園児と変わらぬ保育を行うため、すべての保育士が保育士免許を取得しており、幼児の健全な心身の発達を目指している。

2 入室の資格

保護者のどちらかが富士吉田市立病院職員であること

3 入室対象年齢

0歳～就学前幼児が対象

4 定員

40名（現在27名が入室）、募集は隨時

5 保育室の運営

保育時間	月曜日～金曜日及び第2・4土曜日 7:30～20:00	
延長保育	20:00～	夕食は18時までに持参
夜間保育	週2回（月、水曜日） 20:00～7:30	<ul style="list-style-type: none">・勤務者で希望者のみ・泊まりの際は夕食・朝食あり
休日保育	毎月第1・3・5土曜日、第2・4日曜日 7:30～20:00	<ul style="list-style-type: none">・勤務者で希望者のみ・1週間前までに申込が必要・食事は持参
保護者が休暇の際	祝祭日 保育を受けない	
	年末年始・ゴールデンウィーク 7:30～20:00（期間中2回）	
保護者が休暇の際	有給休暇 8:30～17:30	休暇内容による
	平日の公休時 9:00～17:00	2日前までに申込が必要 (給食の関係)
	分娩休暇 8:30～17:30	
	夜勤入り 7:30～20:00	
	夜勤明け 7:30～18:00	

6 保育料

（1）保育料の決定

保育料は「標準保育料」に基づき、源泉徴収票等の所得税額により、毎年3月に決定する。

所得税の額の確定の際において、住宅所得控除・配当控除・外国所得控除は保育料決定時の所得税額確定には該当しないため、再計算し所得税額を決定する。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		基準保育料 (月額)	
階層区分	定義		
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		—
第2階層	第1階層及び第4~7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	10,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	14,000円
第4階層	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	20,000円
第5階層		40,000円以上 140,000円未満	
第6階層		140,000円以上 370,000円未満	
第7階層		370,000円以上	30,000円

ただし、同一世帯から2人以上の幼児を保育する場合においては、

第1子相当 基準保育料表に定める額

第2子相当 基準保育料表に定める額×0.5

第3子相当 基準保育料表に定める額×0.1

を標準保育料とする。(ただし、1人当たり10,000円を下限とする)

※ 月江寺幼稚園に通園している園児については、基準保育料の1/2とする。

(同幼稚園の夏休み・冬休み期間の保育料は、基準保険料の全額)

※ 第1子が市立保育園に通園しており、第2子を院内保育室へ入室する場合の保育料は、基準額の1/2とする。

※ 月の中途において入室および退室する際には、その月の月額保育料は全額徴収する。(日割り徴収は行わない)

その他の保育料

区分	保育料徴収額
休日保育料(日曜日、祝祭日、年末年始等)	徴収なし
延長保育料	1時間 500円
夜間保育料(準夜・深夜勤務による)	徴収なし
月江寺幼稚園が長期休暇期間中 1日保育	基準保育料による

(2) 保育料の徴収

給与及び賃金から天引きで徴収(パート職員は翌月20日までに現金を持参)

(3) 月額保育料の通知

毎月給料日に当月の保育料額を記した通知文を保護者へ配布

7 その他

- ・ 運営は病院の直営で行っている。(保育士は非常勤職員で対応)
- ・ 運営費用は年間 2300 万程度（人件費込）うち県の補助が 200 万程度
- ・ 今のところ女性医師の利用はない。
- ・ 看護師 198 名中、23 名が利用している。(院内保育を求めて来た看護師もある)
- ・ 感染症への対策が問題

山梨県都留市 平成 20 年 7 月 29 日 (火)

○病院事業について

1 概要

都留市立病院は、平成 2 年 4 月、山梨県東部の山間部に位置し、当初は内科、外科 2 科 60 床で開院し、その後増科、増床を重ね 13 科 140 床となっている。市民はもとより周辺地域の方に親しまれ期待される病院を目指されている。しかし、昨今の医療を取り巻く状況は厳しく、地域医療を担う医師が減少し、平成 20 年 4 月より産科は休止となっている。今後は質の高い医療が提供できる病院としての機能を高め、安心で安全な医療、患者本位の医療（患者中心の開かれた医療）を実践すると共に市民に期待される病院を目指すことであった。

2 病院経営の取り組みについて

- ・ 外来患者が 12 万 8000 人と病院の規模に比べ患者数が多いが、近隣の市町村における医師不足、病床減等により都留市立病院の患者数が増加している。経営面からは助かっているが、外来はフル回転となり、午前中は病棟には手が回らないとのこと。
- また、平成 15 年 7 月からは内科（火・木）、平成 16 年 4 月からは外科（月・水・金）が午後診療を行っている。
- ・ 開業医は市内では少ないが、7 年前に産科、小児科を増床した際に 5 床をオープンベッドとしていつでも使えるようにしている。（稼働率は 50% 程度）
- ・ 材料費の調達において、担当がメーカーとの交渉を粘り強く行っている。その結果、適価と思っていたものが 2、3 倍していたものもあった。
- ・ 経営形態について、市立の都留文科大学とあわせて病院についても地方独立行政法人化の検討を行った。大学については独立行政法人化しても市民への影響はないが、病院については市民への影響が大きい。また、地方公営企業法の全部適用についても必要性は感じていないとのこと。
- ・ 看護体制は現在 10 対 1。7 対 1 にすれば増収は見込めるが、看護師の確保が相当必要となる。現在はパート等に頼っている状態。

3 医師確保の取り組みについて

- ・ 医師確保については、医師のライフサイクルと一致するかどうか、医局との関係が重要。
- ・ 近隣市では医師が急減しているが、1つの大学からの派遣となっているため。都留市立病院は複数の大学からの派遣を受けているため、それほど影響を受けなかった。
- ・ 産科が休診となったのは麻酔科の医師がいないため。昨年までは都留市立病院で40分娩を行っていたが、市内で産むところはなく、他市の病院へ行っている。医師のリスクを軽減することも重要。
- ・ 給与面では医師の診療手当について、市長の働いた分は出すという意向で増額している。

○院内保育室について

1 目的

都留市立病院および介護老人保健施設「つる」に勤務する職員の乳幼児で家庭保育又は保育所等への委託保育が困難なものを保育し、職員の労働環境の改善と入所乳幼児の福祉を増進させ、患者さんへの接遇及び医療サービスの向上を図る。

平成20年4月から運用開始。

旧の図書室を改装（総改修費 1,400万円）

2 定員

保育室に同室できる乳幼児は10人以内（利用希望者の登録制限はなし）

3 運営

平成20年4月1日から平成23年3月31日までは株式会社コティに委託して運営。（3年間の長期継続契約で月120万円）

→民間事業所に委託しているのは病院には運営のノウハウがなく、院長がトップとなっても責任が持てないため。

4 入室資格

職員（嘱託職員、臨時職員を含む）の乳幼児で、産休（産後8週間）明けから小学校の始期に達するまでの健康な者。

患者の子どもさんについても登録制をとる等で一時利用できることを想定し、運用開始後の状況を見て検討する。

5 保育時間

(1) 基本保育時間 午前7時から午後9時まで

(2) 夜間保育時間 午後9時から翌日の午前7時まで（火曜日及び金曜日）

※ 基本的には職員の勤務時間中は保育を行う

※ 夜間保育は利用希望者があれば実施

6 休園日

- ・ 年末年始は休園する。

- ・ その他の休園日（土曜日、日曜日、祝祭日）については利用希望者があれば開園する。

7 保育料

- (1) 月極保育 乳幼児 1人について月額 25,000 円

(月の中途中で入室・退室する利用者の支払う月極保育料は原則日割(おためし保育等を考慮))

- (2) 一時保育 1回の利用について 1,500 円

※ 利用者が災害等にあった場合には免除することができる

※ 支払は翌月 15 日までに病院に支払う

8 経費の負担

- ・ ミルク、教材、おむつ等の経費は利用者が負担する。
- ・ 給食、おやつ等の経費は病院が負担。

9 委員会

- ・ 運営に関する協議のため、院内保育室運営協議会を設置する。
- ・ 医師、看護師、技師、老健職員、事務、利用者の代表者で組織する。(10人以内)
- ・ 年 2 回程度運営についての実績、課題等を協議する。

10 その他

- ・ 設置後の効果としては、看護師の新規採用の希望理由に院内保育室があることをあげる人も多い。
- ・ 感染症については、設置時に院内に設置して子どもの安全性を優先するか、敷地内に設置して感染症を防ぐかを検討し、院内で感染症の少ないところに設置した。

長野県岡谷市 平成 20 年 7 月 30 日 (水)

○地方公営企業法の全部適用について

1 全部適用を行った経過

岡谷市においては、市立岡谷病院、健康保険岡谷塩嶺病院の 2 つの公立病院を有していたが、国の医療制度改革、医師不足、一般会計負担金の増等の状況により、公立病院の統合（新病院建設）と機能分担の推進（建設までの期間）を行うべきとの岡谷病院懇話会（平成 15 年 12 月～）からの提言を受け（平成 17 年 1 月 25 日）、平成 17 年度に岡谷市病院統合計画を策定し、平成 18 年度を目標に経営統合することとした。その後、統合の進め方、及び新病院建設に向けてのガイドラインを作成し、2 つの企業会計を 1 つの企業会計として統合し、地方公営企業法の全部適用病院として管理者を置くこととした。

2 全部適用の特長

(1) 管理者の設置

- ①管理者は、業務執行権及び代表権（予算の調整等を除く）を有すること。

- ②管理者の担任事務は次のものが認められる。
- ・内部組織の設置（組織規則制定の権限）
 - ・企業職員の任免・給与・勤務時間・懲戒等の身分取扱
(主要な管理職の任免については、市長の同意が必要)
 - ・予算の原案・説明書を作成し長に送付
 - ・決算を調整し長に提出
 - ・資産の取得・管理・処分
 - ・委託契約等の締結
 - ・料金又は料金以外の使用料、手数料等の徴収
 - ・予算内の支出をするための一時の借り入れをすること
 - ・労働協約を結ぶこと
- ③管理者は、業務に関する管理規定の制定権有すること。

（2）職員の身分取扱

- ①地方公営企業労働関係法の定めにより、労働組合の結成、団体交渉、労働協約の締結等が認められる。
- ②給与、勤務時間その他の勤務条件は、法律及び条令に基づき、労働協約を経て管理者が決定する。

3 全部適用のメリット及び留意点等

【メリット】

- (1) 地方公営企業として、企業性を高めることができる。
組織を市長から独立し、独自の経営方針に立脚することが可能となるとともに、広範な権限と責任を持つ企業管理者を設置し、経営責任を明確にできる。
- (2) 組織、定数、予算、給与、契約等について市長部局から独立し、かつ柔軟な運営を行うことができる。また、全部適用への転換をきっかけとして、給与制度、勤務条件等の制度改革に弾みがつく。特に職員給与については、職務給与のほかに、能率給や経営状況その他の事情を考慮して、管理者は市長部局とは別に独自の給与体系を決定できる。
→その時々に応じたすばやい対応が可能。特に採用においては必要な人員をすぐにでも採用できることが大きなメリットである。(岡谷市では看護師は事務長と看護部長の面接のみで採用)
- (3) 事業の運営方針等の意思決定や事務手続きなどの迅速化が図られる。
- (4) 経営健全化を実施するに当たっては、病院職員の意識改革が特に肝要であり、全部適用まで踏み込んだ組織や制度改革をすることで、健全化計画に向けた意気込みを明示し、内外の緊張感を喚起することができる。
- (5) 管理者は特別職であり、民間人の登用が可能になるなど、病院経営に精通した人材を幅広く確保できる。特に、管理者が民間からの起用の場合には、職員の緊張感を喚起し、改善意欲の発起に効果が高い。
- (6) 管理者は、4年間の任期が保証されているので、中長期的な視点に立ち、安定した経営を行うことができる。

- (7) 幅広い人脈を有する管理者が人事権を有効に発揮することで、有能な医師の確保ができる。
- (8) 管理者が病院経営に精通した医師の場合は、医療に対する専門的知見を活用できるため、地域医療連携、患者本位の医療の確立、医療水準の向上等に更に高い効果が得られ、経営改善に結びつけることができる。

【留意点】

- (1) 財政的に一般会計に大きく依存しているままでは、組織の独立性は確立できても、経営の独立性の確保までには至らない懸念がある。

(対応策)

一般会計からの繰出し金については、その算定ルールを明確化、透明化する中で、経営健全化に努め、市民に理解され支持される医療サービスの実現に努める。

- (2) 病院局として独立した機能を持つことから、管理部門の拡充（人事・給与・労務・契約等）等、新たな執行体制が必要となる。さらに厳正な運営を怠ると、組織の肥大化を招き、逆にコスト増などにより病院経営の悪化につながる恐れがある。

(対応策)

全部適用の目的が病院事業の経営改善であることを再認識し、独立性が損なわれない範囲で各部局のサポート体制を確立することなどにより、組織の肥大化を防ぎ、簡素かつ柔軟な組織とする。

- (3) 管理者は、医療、経営、行政の三拍子揃った人材を確保するのは難しい。

- (4) 管理者を置くことにより、弾力的、迅速に事務処理が図れる反面、管理者に権限が集中することにより、管理者の資質によっては偏った経営に陥る懸念がある。

(対応策)

経営管理指標、評価システムの公表等情報公開を進めること、また議会、市長のコントロール機能を適正に働かせることにより、民主的な運営を進める。

- (5) 独立した企業体としての効率性が求められることから、衛生行政との一体性が弱くなる懸念がある。

4 事業管理者について

- ・ 全部適用でうまくいくポイントは事業管理者にいい人材（①医師確保のできる人脈がある。②経営感覚がある。③民間的感覚が取り入れられる。）が置けるかどうか。

岡谷市においては市立岡谷病院の赤字及び岡谷塩嶺病院の社会保険庁による整備が打ち切りとなつたことから、全国的に危機感が強まる前から統合等による改革に取り組み、その熱意が大学に伝わり、現管理者を招聘することができ、経営改善や医師確保等においてよい影響を与えている。

- ・ 事業管理者の職務は片手間ができる内容ではなく、岡谷市においても事業管理者は時間があれば大学へ行き、情報収集や顔合わせを行っており、診療は行っていない。（診療は院長が取りまとめしている）